

一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について

平成 29 年 1 月 24 日決定
電力・ガス取引監視等委員会**1. 趣旨**

これまで、小売電気料金については、原価算定期間経過後は毎年、本委員会（料金審査専門会合）において、各社の部門別収支や経営効率化の取組状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を行ってきたところ。

平成 28 年度以降は、電力小売事業への参入が自由化され、各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能となり、市場競争を通じて料金の低廉化を促進する仕組みとなった。（経過措置料金については引き続き事後評価を実施。）

他方、小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進する別途の仕組みが必要と考えられる。

こうしたことから、平成 28 年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、各事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促す。

（参考）現行の託送料金の事後評価

現状、託送収支については、電力各社が、電気事業託送供給等収支計算規則に基づき、当該事業年度経過後 4 か月以内に、自社ホームページにおいて収支計算書を公表している。国は、各社が公表した託送収支計算書について、監査等を通じて託送料金変更命令の発動の要否を確認している。

（事業者の効率化努力についての評価は、小売料金の事後評価の中で実施。）

2. 当委員会における事後評価のイメージ**（1）評価方法**

原則 3 年ごとに、電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合（公開）において、一般送配電事業者から託送収支及び効率化に向けた取組状況等について聴取し、評価する。

その際、託送収支上の超過利潤累積額及び想定単価と実績単価の乖離率を確認する（事後評価基準に基づく託送料金変更命令の発動の要否を確認する）ことに加えて、各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押しする。

なお、公開の場での審議対象とならない年度においても、各事業者は、HP等において託送収支及び効率化の取組に係る情報を広く公開することとする。

（２）各事業者の取組状況に係る評価項目の例

- ① 全体的な効率化の取組状況
- ② 託送収支（収益・費用）の増減の詳細な要因分析
- ③ 代表的な設備に係る調達価格水準
- ④ 高経年化対策等の設備更新・修繕等の方針
- ⑤ 将来の効率化に資する研究開発や情報セキュリティに対する投資の方針
- ⑥ 効率化に向けた具体的な取組の目標（競争入札比率、仕様・設計の汎用化・標準化等）

※評価にあたっては、短期的なコスト削減効果だけでなく、中長期的な効率化効果の観点からも評価する。

※評価項目は、状況に応じて見直すこととする。

（３）評価結果を踏まえた対応

- 取組が不十分であった事業者については、翌年度までに（２）⑥の見直しを行い、改めて料金審査専門会合で審議することを検討する。
- 他方、取組が進んでいる事業者については、公開の場での審議の周期を長くすることも検討する。
- 先進的な取組については、他社への共有を促進する。
- 本事後評価の結果を踏まえ、効率化・コスト削減と質の高い電力供給の両立を効果的に促進するインセンティブ付与の仕組みについても検討する。

3. 今後のスケジュール

7月末まで	各一般送配電事業者が平成28年度の託送収支を公表
秋以降	料金審査専門会合における審議